

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

(1) 地域福祉推進本部の設置

この計画に基づく施策を推進するため、新たに市に（仮）地域福祉推進本部を設置し、関連する部局の連携・協力のもとに総合的な取り組みを行える体制を整備します。

また、地域福祉推進本部のもとに、総合計画に掲げる「横断的に取り組む政策分野」及び本計画に定める「総合的に取り組む施策」を踏まえ部会を設置するなど、健康福祉の各分野の施策を総合的かつ効果的に推進するための推進体制を整えます。

(2) 健康福祉推進委員会の設置

幅広い市民の参画のもとに地域福祉を推進するため、地域福祉計画策定委員会を改組、発展させ（仮）健康福祉推進委員会を設置し、本計画及び健康福祉関連計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

また、本計画の策定にあたって重要な役割を果たしてきた市社会福祉協議会、皇學館大学社会福祉学部地域福祉文化研究所、市で構成する三者協議会は、引き続き地域福祉推進に関する専門的な事項や政策研究、各地区におけるまちづくり計画と一体的に定める福祉活動に関する計画策定の支援などを進めます。

(3) 国、県、関係機関・団体等との連携

この計画を多様な主体と協働して推進するため、地域住民や市民団体、社会福祉法人、福祉サービス事業者など、地域福祉に関する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

また、県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。さらに、本市の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請するとともに、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

2. 計画の管理

(1) 計画の進行管理

この計画に基づき、市民参加のもとに施策の実施、評価を行い、計画の的確な進行管理を行います。また、行政評価制度と連動しながら、評価結果に基づき、必要に応じて計画や実施体制・方法などを見直し、継続的な改善を進めるとともに、計画、実施、評価の各段階の情報をわかりやすく公表し、市民への説明責任を果たすように努めます。

(2) 適切な計画の運用

社会、経済環境の変化への機動的な対応を行うとともに、各地域の実情や住民の意向を反映した施策展開を進めるため、この計画に定める基本的な考え方や方針のもとに、必要に応じて柔軟に施策や推進方法を見直すなど適切な計画の運用を行います。